

製品表示用

セルフメディケーション税制 共通識別マークの製品表示に関する運用Q&A

2019年1月8日

日本一般用医薬品連合会

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）の2017年1月の施行に向けて新たに共通識別マークを作成し、その運用についてはガイドラインの遵守をお願いしている所です。

共通識別マークの運用に関する留意点について、質疑応答集（Q&A）としてとりまとめましたので、ガイドラインと合わせてご了知の上、運用ください。

尚、運用に際しましては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）やその他の関係法規等を遵守するよう留意ください。

記

Q1 パッケージに記載されているデザイン（図・柄）の上に共通識別マークを表示する場合、デザイン（図・柄）が透けて見えても良いのでしょうか？あるいは、共通識別マークの背景を塗りつぶして透けないようにする必要があるのでしょうか？

A 原則、背景デザイン（図・柄）が透ける際には、共通識別マークの背景を塗りつぶして使用してください。

Q2 共通識別マークの背景の色の規定はありますか？

A 青色のデザインデータを提供しておりますが、表示場所の背景色とのバランス等を加味し、生活者にとって視認性のよい色調をお選び頂くことは差し支えありません。

Q3 ガイドラインにはシール貼付も可能と記載されていますが、シール貼付は製造行為に該当しないため、必ずしも製造所で作業をしなくてもよいという理解で良いでしょうか？

A そのとおりです。厚生労働省担当課に確認したところ、税制識別マークは法律等で規定された表示事項ではなく、製品の性質に係る内容ではないことを踏まえ、製造行為に該当しないとの見解です。但し、シール貼付をする場合には、他の表示事項が隠れるような貼り方をしないように十分に留意してください。なお、不適切な貼付がなされることのないよう、製造販売業者の指示の下、製造販売業者の責任において実施してください。

Q4 共通識別マークはどのように提供されるのでしょうか？

A 当連合会の構成五協会の事務局を通じて、共通識別マークのデザインデータを提供致します。また、構成五協会に加盟されていないメーカー様につきましては、末尾記載の当連合会事務局宛にご連絡を頂きましてからの提供とさせていただきます。データの形式は画像（JPEG、GIF）と編集可能なデータ（AI）となっております。尚、共通識別マークのデザインデータの提供は無償にて行っております。

Q5 製品ではなく情報提供資料、販促用資料、POP、店頭販促物、TVCF、WEB 広告、紙面広告に使用してもよいのでしょうか？

A 情報提供資料、広告資料等に使用することは差し支えありません。但し、本税制対象製品以外の製品との比較や、大量購入や不適正使用に繋がる懸念のあるような使用方法は認められません。尚、ご使用の際には、色調等は製品と同様にガイドラインを遵守してください。

Q6 ガイドラインには商標登録出願中と記載されていますが、登録時期はいつぐらいを予定していますか？

A 2017年4月21日付で商標登録されております。これにあわせて、ガイドラインも改訂致しましたのでご参照下さい。

以 上

改訂履歴

初版：2016年7月13日

二版：2017年6月19日 下線部改訂

<本件に関するお問い合わせ先>

日本一般用医薬品連合会事務局：江上・久保田 TEL03-3865-4911